



業種：洗濯・理容・美容・浴場業

会社概要：美容業

所在地：
新潟県長岡市中沢3-355-6

ホームページ：
<https://www.lecoeur-hair.com>

会社のPR情報

2002年、長岡市に美容院として創業し、現在は新潟県内に美容院10店舗とアイラッシュ専門店1店舗を運営しております。

ル・クール【Le Coeur】はフランス語で「こころ」「やさしさ」を意味します。出会えた全ての方々へ感謝の「こころ」を忘れずに多くのお客様に喜んでいただけるサロンを目指しています。また、「トータルビューティーサロン」として、ヘアー・カラー・レセプション・アイラッシュ・ネイルといった専門分野に専任の技術者をおくことにより、今までの「ヘアに付帯したサービス」から脱却し、よりお客様に満足いただける質の高いサービスを提供しています。

会社からのメッセージ

弊社では2018年に初めて障害者を雇用しました。現在では6つの店舗に1名ずつ合計6名の障害者に従事いただいております。

支援機関の方からのサポートを受けながら障害特性への理解を深め、一人ひとりの特性や能力に配慮した業務内容・個別の就労体系を設定することが、定着率の高さにつながっています。

また、価値観の多様化が進む現代で、個々人が持つ障害の有無だけではない「個性」を受け入れ、配慮しながら業務をおこなうことは、従業員の成長とチームワーク・生産性の向上、延いては会社の発展につながると考えています。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率	3.23%
定着状況	過去3年間に採用した障害者の 就職6か月後定着率	100%
	過去3年間に採用した障害者の 就職1年後定着率	100%

体制づくり

障害者の活躍推進 のためのリーダー シップ・部署横断 体制の確立	社長から全店店長へ向けて障害者雇用の促進とその意義を伝えるとともに、「障害者と一緒に働くことは、全社員が気持ちよく働くことができる環境を整えていくことにつながる」ことを全社で共有するための資料を作成し供覧している。さらに障害者を雇用する際には、社長自ら作成した障害者雇用に関する資料を就業店舗スタッフに供覧している。
支援担当者の配置 等	令和4年10月に当社本部人事担当従業員が障害者職業生活相談員資格認定講習を受講し、相談員として選任した。相談員を配置したことを全店舗に周知させることにより、職場適応・職場での人間関係・能力の開発向上等職業生活全般について、全店舗の障害者がいつでも本部相談員に直接相談できる体制を整えている。
専門的な外部研修・セミナーの活用	障害者雇用の理解促進を目的として、従業員が新潟労働局・ハローワーク主催の「にいがた就労支援セミナー」を受講した。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

仕事づくり

過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字

第19期（令和2年12月～令和3年11月）の経常利益が黒字となっている。

過去3年以内に、障害特性に配慮した職務を選定・創出

店舗における日々の一連の業務を細分化し、個々の業務の難易度を設定した美容室職務一覧表を作成した。それにより配属された障害者に対し本人の障害特性に配慮した具体的な業務の選定が可能になった。また、職場実習により業務一覧表にはない職務を切り出すことができた。

適切な方法により個々の障害者に相応しい職務をマッチング

障害者を採用する前に、障害者就業・生活支援センターや特別支援学校の担当者から、障害者の特性・能力についての説明を受けるとともに、職務内容についても話し合いを持ち、個々の障害特性に配慮し、本人の能力に応じた業務の選定を行った。

環境づくり

障害者の職場実習生の受入れ

障害者就業・生活支援センターの支援を受けている障害者に対し、職場実習を随時受け入れている。その際は店長が職場実習担当者となり、実習生の能力に応じた職務が経験できるよう作業指導を行っている。

短時間勤務制度の整備・活用

就業規則として整備はしていないが、障害者の体調や障害特性に配慮し、本人の希望に応じた就業時間での勤務が可能になっている。障害者から短時間勤務の申し出があればその希望に沿った就業形態を設定している。
現在就業している障害者について、雇用契約を結ぶ際に本人の体調などを考慮し話し合いによって勤務時間（短時間）を設定している。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

環境づくり

傷病休暇又は病気
休暇制度の整備・
活用

就業規則において全社員が利用できる休職制度を整備している。この制度は、会社判断だけではなく本人の希望により傷病休暇や療養休暇を取得することも認めている。
過去3年間に於いて障害者の傷病休暇取得実績がある。障害者が傷病休暇を取得する際は、障害者が自身の健康や体力面での不安をもっているため、無理をせず完全に症状がなくなり体力も回復するまでの十分な休暇を取得できるように配慮している。

その他、障害特性
に配慮した制度・
仕組みの整備・活
用

就業規則としては整備していないが、障害者の体調や障害特性に配慮し、本人の希望に応じた休憩時間を設定している。
実際に就業している障害者のうち1名について、本人の希望により、9:00~15:00の短時間勤務の中に、昼休憩60分以外に午前午後各15分の休憩時間を設けている。

過去3年間に、障
害者の職場定着の
ための外部機関と
の連携・社会資源
の活用を実施

過去3年間に於いて、雇い入れた障害者の職場定着のため、就労移行支援事業所の担当者と定期的に面談を行っている。